

様式第 1 号 (第 5 条関係)

六戸町公共施設等有料広告掲載申込書

平成 年 月 日

六戸町長 吉 田 豊 殿

〒 ー

住所 (所在地)

名 称

代表者名

印

電話番号

担当者名

広告を掲載したいので、原稿を添えて次のとおり申し込みます。なお、掲載に当たっては、裏面記載の掲載条件を遵守します。

掲載施設等の名称	広報ろくのへ
掲載位置 及び規格等	一色刷り 縦 ミリメートル × 横 ミリメートル 掲載期間：

(裏)

掲 載 条 件

- 1 町が管理する施設、物品、印刷物等に掲示又は掲載(以下「掲載」といいます。)できる有料広告は、次のいずれにも該当しないものとします。
 - (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の適用を受ける業種であるもの
 - (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条の適用を受ける業種であるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (6) その他掲載することが適当でないと町長が認めるもの
- 2 広告を掲載できる場所、規格等については、別途町の定めた基準によるものとします。
- 3 掲載料金については、六戸町公共施設等有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限内に納入してください。
- 4 募集期間内に、募集枠以上の申込みがあった場合は、原則として抽選で掲載できる方を決定します。
- 5 広告の内容に関する責任は、掲載を行う方が負うものとします。また、施設等へ掲示された広告の管理は掲載を行う方の負担とします。
- 6 版下原稿、広告物の作成経費及び施設等への取付・撤去経費等広告の掲載に係る経費は一切掲載を行う方の負担とします。また、破損等による修復にかかる経費は、町の責めによる場合を除き、掲載を行う方の負担とします。
- 7 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
 - (1) 町の行政運営上支障があるとき。
 - (2) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
 - (3) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき。